チャートでわかる利用手順

法定後見制度

判断能力に少し衰えがある

|補助類型|

最近、少し物忘れが でてきたかと思う時がある

判断能力が不十分な人を 対象としています

私の代わりに難しい 手続きをしてくれたり、 間違った時にはだめと 言ってくれる人が欲しい

必ず本人の同意が必要です

判断能力にかなり衰えがある

|保佐類型|

本人はしっかり している時もあるけど…

判断能力が著しく不十分な人を 対象としています

重要な契約の時に 本人の代わりに判断して くれる人が必要だ

代理権付与について 本人も望んでいるか?

代理権なし

代理権付き

判断能力が非常に減退している

■後見類型

本人がしっかりしている時は ほとんど無い

ほとんど判断出来ない人を 対象としています

あらゆる契約や手続きの時に 本人の代わりに判断して くれる人が必要だ

家庭裁判所 その1

申立

●申立出来る人

本人・配偶者・4 親等内の親族等。 身よりのない方の場合は市町村 長に法定後見開始の審判の申立 権を与えています。

●必要なもの

申立書・戸籍謄本・住民票・ 診断書等

●費用

〈申立手数料〉

1件800円の収入印紙

〈登記手数料〉

上限 2,600 円の収入印紙

〈通信費〉

切手(各家庭裁判所で異なります)

なお、申立書の作成や申立手続きを司法書士や弁護士へ依頼(申立書の作成や申立手続きを業務としてできるのは司法書士と 弁護士だけです)する場合は、その司法書士・弁護士に報酬を支払う必要があります。

チャートでわかる利用手順

法務局

登記情報

登記

取引の相手方

取引の相手方は、この成年後見人等の登記情報によって、誰がどのよう な権限を持って支援しているのか知ることができ、安全に取引を行うこ とができます。

家庭裁判所 その2

審問

が直接事情を尋ねます。

必要に応じて家事審判官

調査

家庭裁判所調査官が事情 を尋ねたり問い合わせを します。

鑑定

本人の判断力について鑑 定(別途鑑定費用がかか ります) が行われること があります。保佐類型・ 後見類型の場合は原則鑑 定が必要です。

選任

審判

いろいろな事を考慮して 類型・支援内容等が決ま ります。

代理権のない 保佐人

成年後見人

補助人

代理権付きの 保佐人

申立時に選択した特定法律

申立時に選択した 特定法律行為を代 わって行ったり、 同意したり、取り 消したりします。 また、重要な法律 行為に同意した り、取り消したり します。

重要な法律行為に 同意したり、取り 消したりします。

日常生活に関する行為を除 くすべての法律行為を代 わって行ったり、必要に応 じて取り消したりします。

行為 注 1 を代わって行 います。 申立時に選択した重要な法律

行為 注 2 に同意したり、 取り消したりします。

⇒ 特定法律行為…本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為である。 れば何でもよく、要介護認定の申請や介護支援契約の締結等も含まれます。

注 2 「重要な法律行為」…民法第 13 条第1項で定められている次の行為をい います。

- ①賃金の元本の返済を受けること。
- ②金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放した りすること。
- ④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤贈与すること、和解・仲裁契約をすること。

- ⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること。
- ●成年後見制度を利用しても、日用品の購入やその他日常生活に関する行為は本 人が単独で出来ます。
- ●本人が居住している建物を、売却や賃貸などする場合には、家庭裁判所の許可 が必要です。
- ●法定後見人への報酬は裁判所が決定します。